

## 低入札調査基準価格及び最低制限価格の運用

(令和6年4月1日改正)

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」が示されました。美濃加茂市では、平成27年4月1日の法施行日に併せ、指針に位置付けられた取組事例のうち、以下の項目について実施しています。

第1 品確法の改正に伴い、「ダンピング受注の防止」対策として、低入札調査基準価格及び最低制限価格の適切な設定及び活用を徹底する為、これらに関する価格は入札前に公表しないこととします。

※総合評価方式の一般競争入札を除く。

※最低制限価格、低入札調査基準価格、失格判断基準の算定式を公表します。

※予定価格については、事前公表とします。

第2 品確法の改正に伴い入札に参加する建設業者は、公共工事の応札の際にその金額にかかわらず内訳書の提出を義務づけることとします。

※担当各課で直接行う見積等の工事及び建設工事に係る委託業務(測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び工事監理業務をいう。以下同じ。)は対象としません。ただし、業務によっては内訳書の提出を求める場合があります。

第3 制度の運用

(1) 入札案件ごとにそれぞれの制度の設定の有無を記載しますので、その都度ご確認ください。

(2) 最低制限価格制度を適用する場合は、「最低制限価格」(以下「制限価格」という。)を設定します。また、制限価格を下回って入札を行った場合は失格とします。

(3) 低入札価格調査制度を適用する場合は、「低入札調査基準価格」(以下「基準価格」という。)及び「失格判断基準」を設定します。

(4) 失格判断基準は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、この失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合は失格とします。

(5) 低入札価格調査制度を適用する場合に、基準価格を下回る入札を行った事業者で、失格判断基準を上回っている最低価格入札者には、「低入札価格調査」を実施します。

(6) 建設工事に係る委託業務は、最低制限価格制度のみ適用します。

第4 最低制限価格の算定式

1 【建設工事】

(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(低入札調査基準価格の算定式と同じ)

ア 土木系工事（「土木一式」、「とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等）、イ及びウを除く。	イ 「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る）」及び「解体」	ウ 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」
①直接工事費相当分×97% ②共通仮設費相当分×90% ③現場管理費相当分×90% ④一般管理費相当分×68%	①直接工事費相当分×9/10×97% ②共通仮設費相当分×90% ③（現場管理費相当分＋直接工事費相当分×1/10）×90% ④一般管理費相当分×68%	①機器費相当分×92% ②直接工事費相当分×97% ③共通仮設費相当分×90% ④現場管理費相当分×90% ⑤一般管理費相当分×68%

(2) 上記(1)で算出された額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

2 【建設工事に係る委託業務】

(1) 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 測量業務	イ 建築コンサルタント業務（建築関係の建設コンサルタント業務）及び工事監理業務	ウ 建設コンサルタント業務（土木関係の建設コンサルタント業務）	エ 地質調査業務	オ 補償関係コンサルタント業務
①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×48%	①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×60% ④諸経費×60%	①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×48%	①直接調査費 ②間接調査費×90% ③解析等調査業務×80% ④諸経費×48%	①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×45%

(2) 上記(1)で算出された額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の8を乗じた額（地質調査業務は10分の8.5、測量業務は10分の8.2）とし、予定価格に10の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務は3分の2）とする。

第5 低入札調査基準価格の算定式

(1) 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

ア 土木系工事(「土木一式」、「とび・土工・コンクリート(解体工事を除く)」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等)、イ及びウを除く。	イ 「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート(解体工事に限る)」及び「解体」	ウ 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」
①直接工事費相当分×97% ②共通仮設費相当分×90% ③現場管理費相当分×90% ④一般管理費相当分×68%	①直接工事費相当分×9/10×97% ②共通仮設費相当分×90% ③(現場管理費相当分+直接工事費相当分×1/10)×90% ④一般管理費相当分×68%	①機器費相当分×92% ②直接工事費相当分×97% ③共通仮設費相当分×90% ④現場管理費相当分×90% ⑤一般管理費相当分×68%

(2) 上記(1)で算出された額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

第6 失格判断基準の算定式

(1) 失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

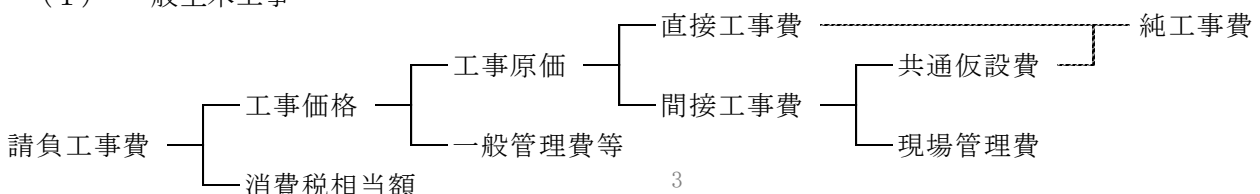
ア 土木系工事(「土木一式」、「とび・土工・コンクリート(解体工事を除く)」、「ほ装」、「塗装」及び「造園」等)、イ及びウを除く。	イ 「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート(解体工事に限る)」及び「解体」	ウ 営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」
①直接工事費相当分×97% ②共通仮設費相当分×90% ③現場管理費相当分×90% ④一般管理費相当分×40%	①直接工事費相当分×9/10×97% ②共通仮設費相当分×90% ③(現場管理費相当分+直接工事費相当分×1/10)×90%×0.8 ④一般管理費相当分×40%	①機器費相当分×84% ②直接工事費相当分×97% ③共通仮設費相当分×90% ④現場管理費相当分×90% ⑤一般管理費相当分×40%

(2) 上記(1)で算出された額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

第7 積算体系による費目区分

1 【建設工事】

(1) 一般土木工事



直接工事費相当分(注)：直接工事費

共通仮設費相当分：共通仮設費（率分+積上分）

現場管理費相当分：現場管理費

一般管理費相当分：一般管理費等

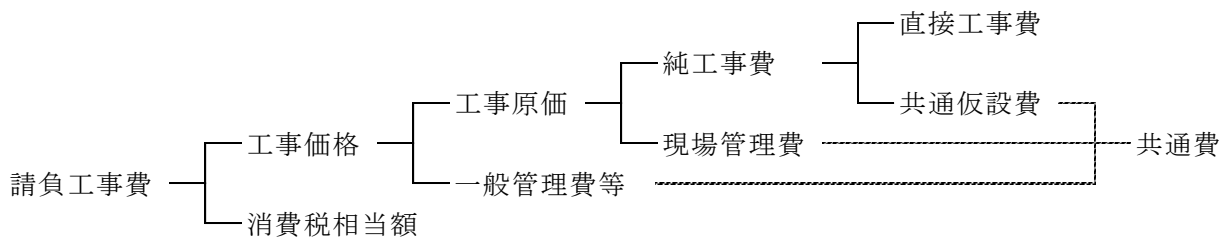
(注)：予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{直接工事費} + \text{スクラップ評価額} ※$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

(2) 建築一式、営繕工事にかかる[電気、電気通信、管、とび・土工・コンクリート（解体工事に限る）、解体]



直接工事費相当分(注)：直接工事費

共通仮設費相当分：共通仮設費（率分+積上分）

現場管理費相当分：現場管理費

一般管理費相当分：一般管理費等

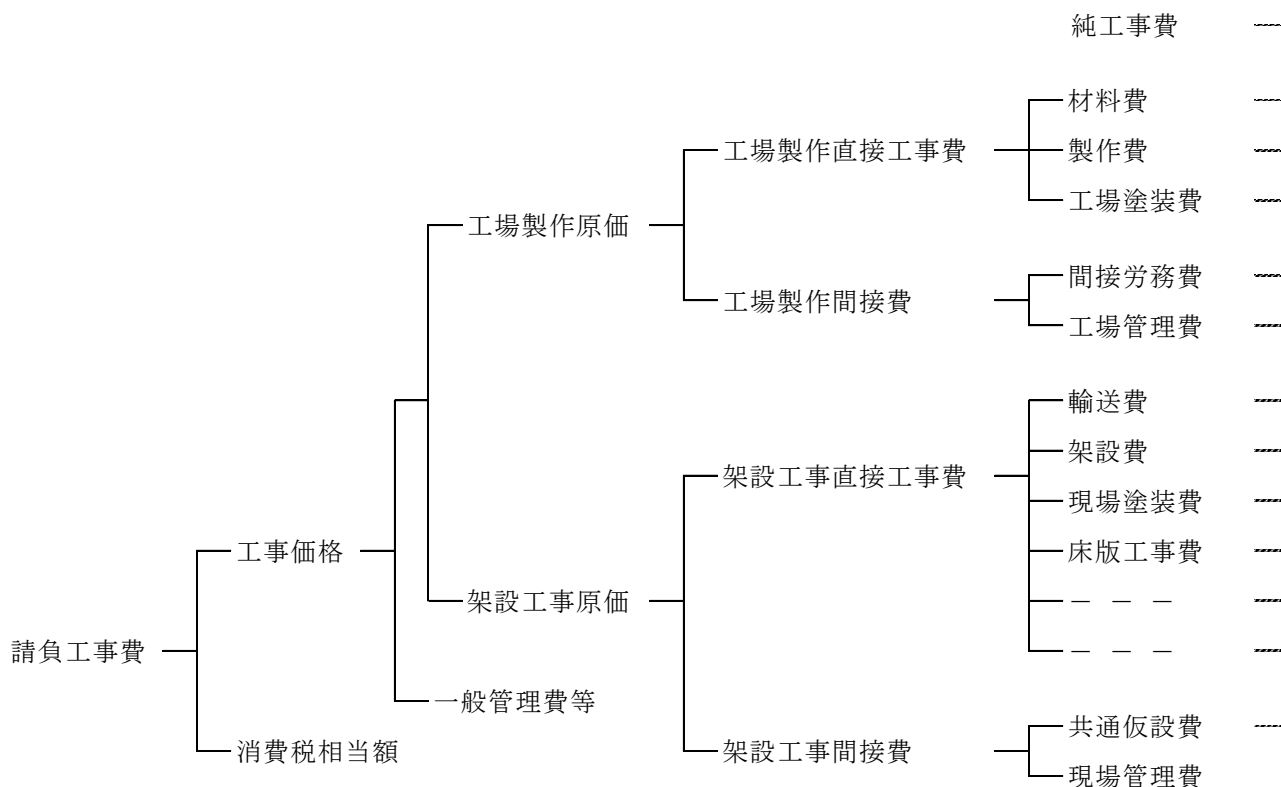
(注)：予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{直接工事費} + \text{スクラップ評価額} ※$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

(3) 鋼橋製作



直接工事費相当分(注)：工場製作直接工事費、架設工事直接工事費

共通仮設費相当分：共通仮設費（率分+積上分）、間接労務費

現場管理費相当分：現場管理費、工場管理費

一般管理費相当分：一般管理費等

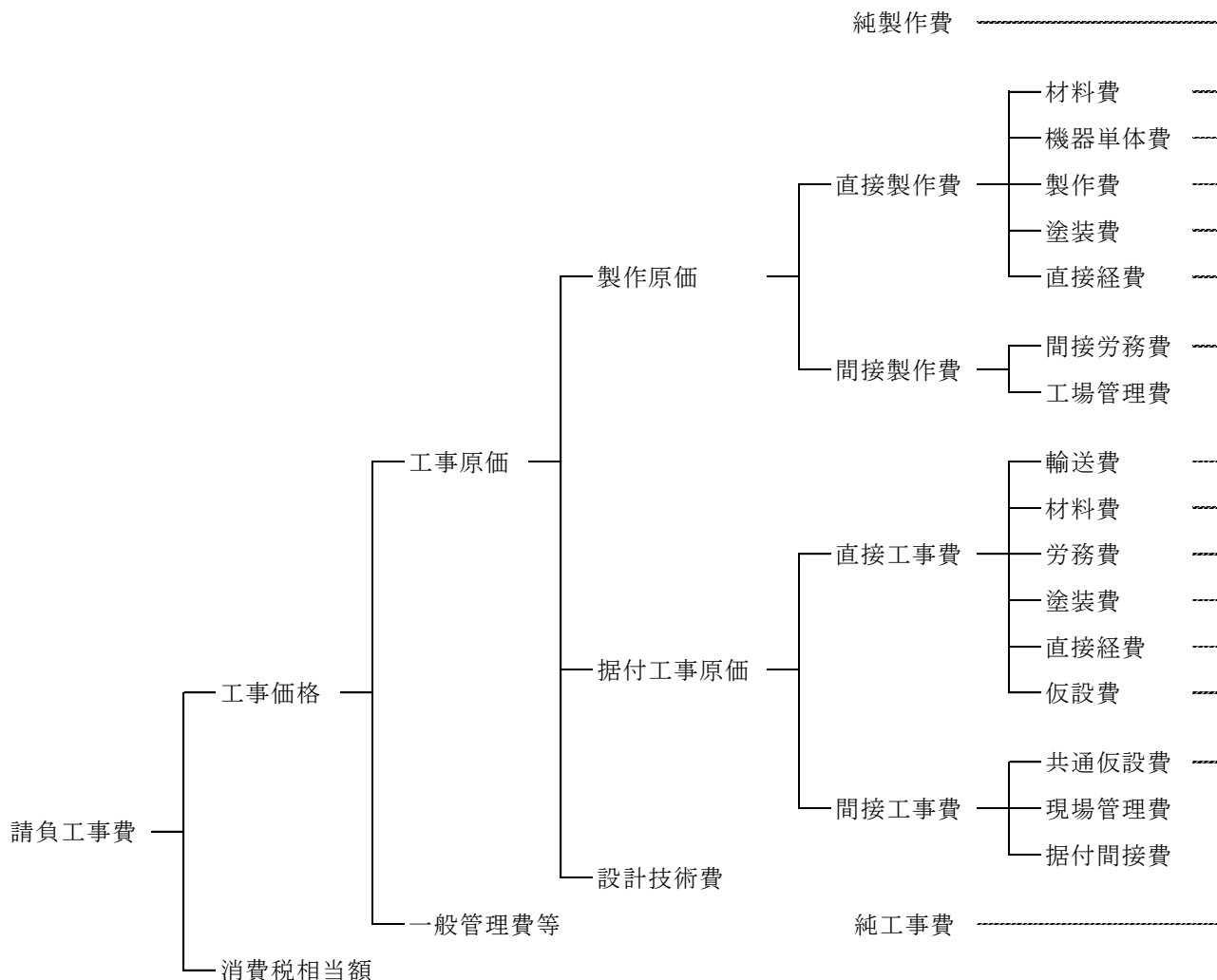
(注)：予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{工場製作直接工事費} + \text{架設工事直接工事費} + \text{スクラップ評価額}^{\ast}$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

(4) 機械設備（上水道工事及び下水道工事を除く）



直接工事費相当分(注)：直接工事費、直接製作費

共通仮設費相当分：共通仮設費（率分+積上分）、間接労務費

現場管理費相当分：現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費

一般管理費相当分：一般管理費等

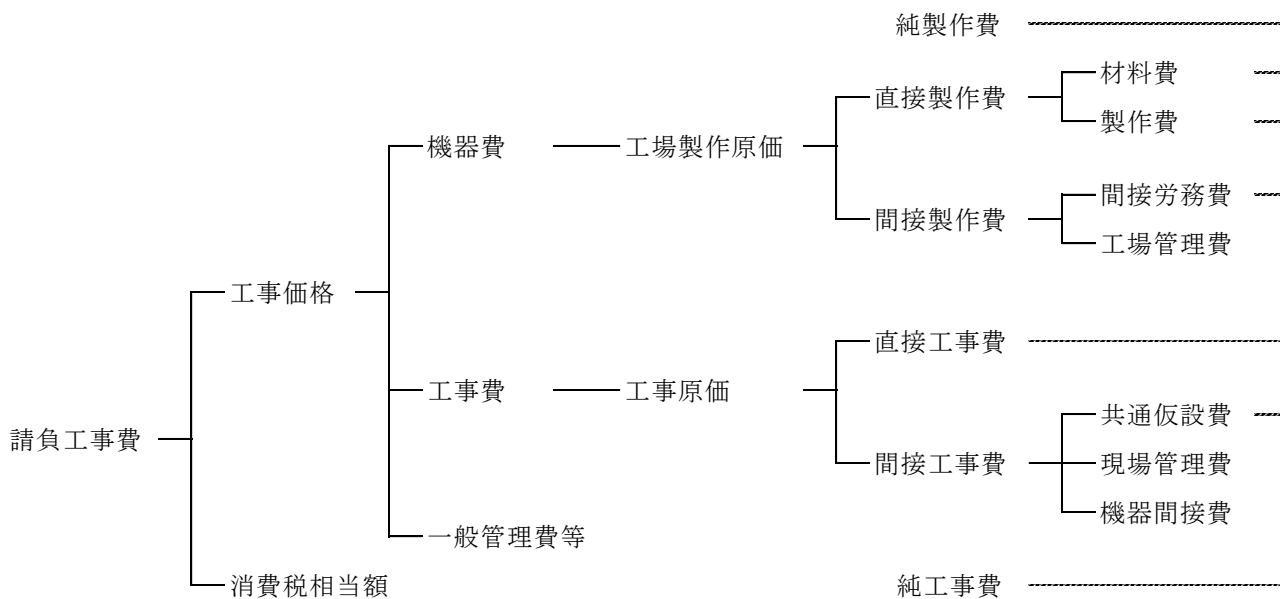
(注)：予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{直接工事費} + \text{直接製作費} + \text{スクラップ評価額} ※$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

(5) 電気通信（営繕工事、上水道工事、下水道工事を除く）



- 機器費相当分               : 機器費
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費
- 共通仮設費相当分       : 共通仮設費（率分+積上分）
- 現場管理費相当分       : 現場管理費、機器間接費
- 一般管理費相当分       : 一般管理費等

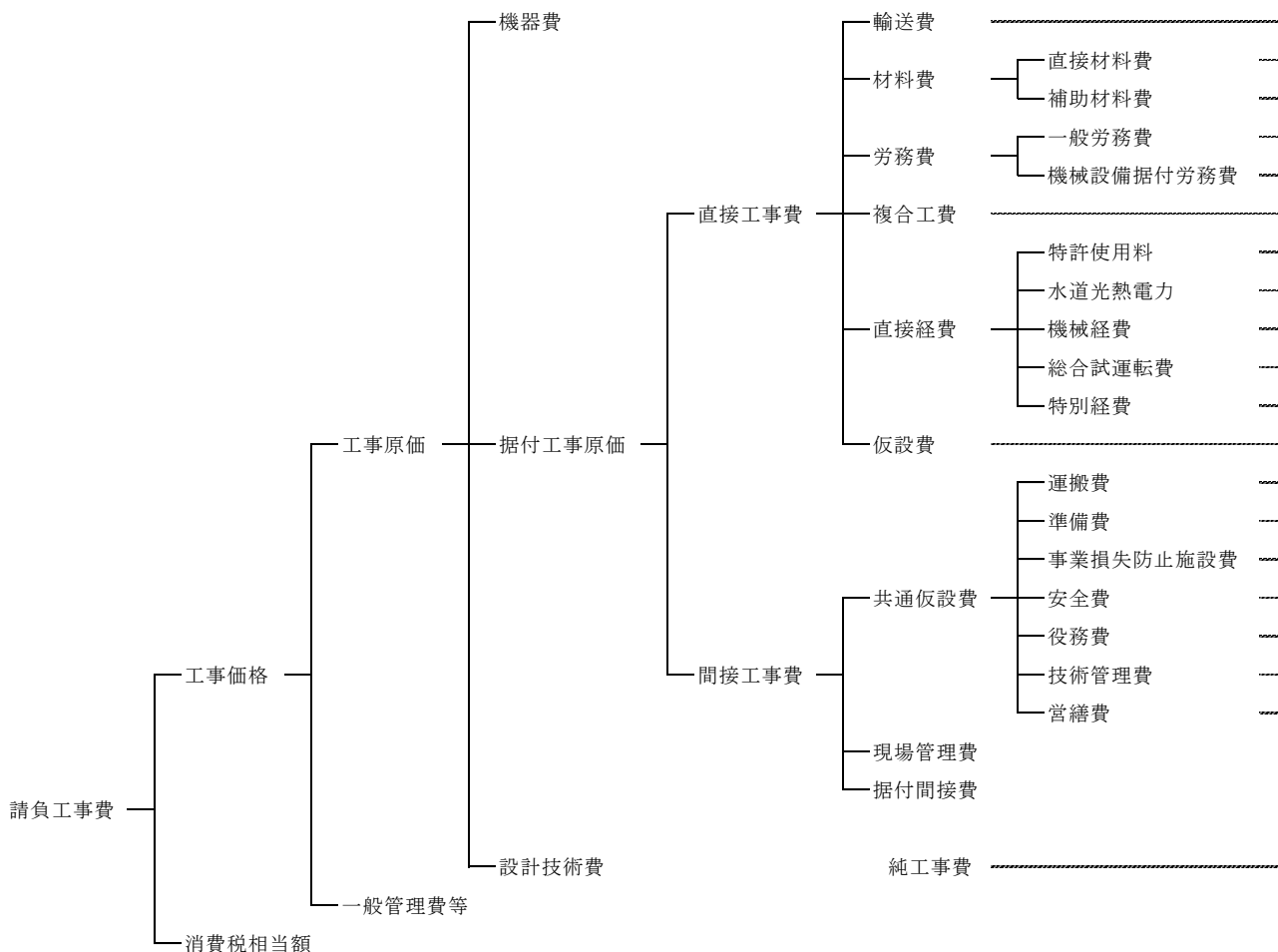
(注)：予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{直接工事費} + \text{スクラップ評価額} ※$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

(6) 機械設備（上水道工事及び下水道工事）



機器費相当分 : 機器費、設計技術費

直接工事費相当分(注) : 直接工事費

共通仮設費相当分 : 共通仮設費（率分+積上分）

現場管理費相当分 : 現場管理費、据付間接費

一般管理費相当分 : 一般管理費等

(注) : 予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

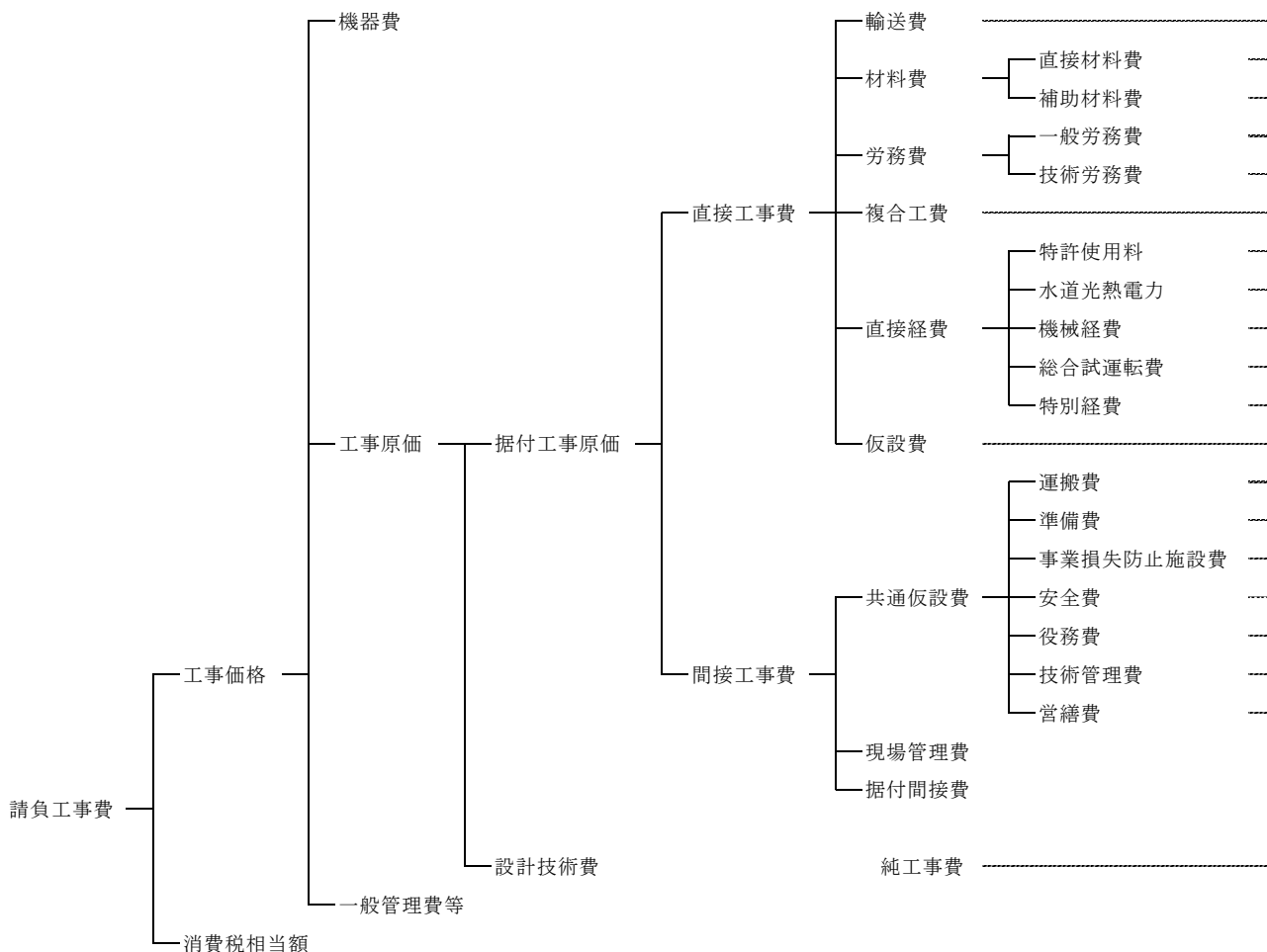
予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

$$\text{直接工事費相当分} = \text{直接工事費} + \text{スクラップ評価額} ※$$

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。



(7) 電気設備（上水道工事及び下水道工事）



- 機器費相当分 : 機器費、設計技術費
- 直接工事費相当分(注) : 直接工事費
- 共通仮設費相当分 : 共通仮設費（率分+積上分）
- 現場管理費相当分 : 現場管理費、据付間接費
- 一般管理費相当分 : 一般管理費等

(注) : 予定価格にスクラップ評価額が含まれる場合の取扱い

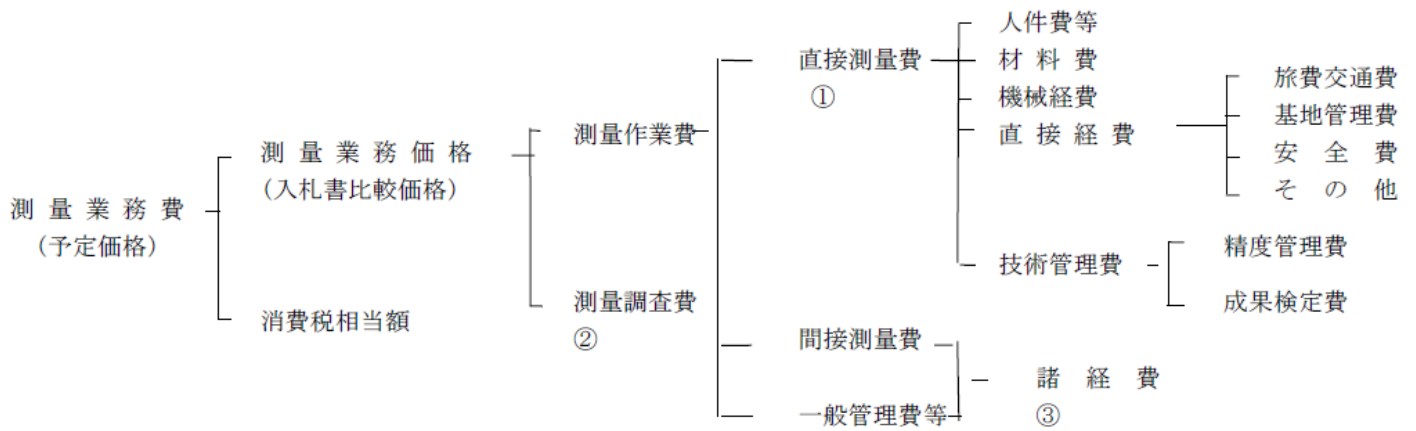
予定価格にスクラップ評価額が含まれる工事において基準価格等を算出する場合は、直接工事費相当分にスクラップ評価額を加算すること。

直接工事費相当分 = 直接工事費 + スクラップ評価額※

※スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「-〇〇〇、〇〇〇円」となる。

## 2 【建設工事に係る委託業務】

### (1) 測量業務

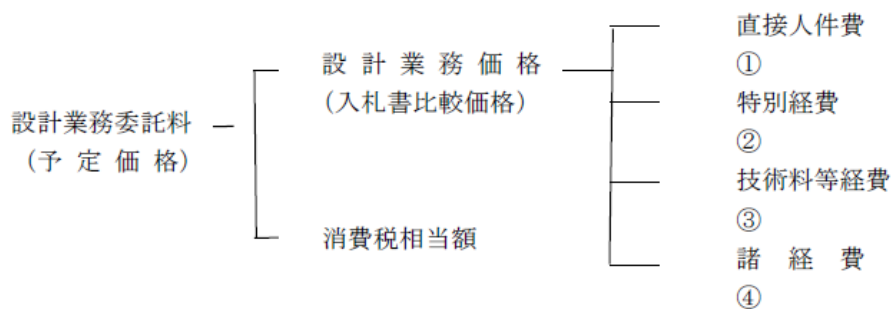


① 直接測量費

② 測量調査費

③ 諸経費

### (2) 建築コンサルタント業務（建築関係の建設コンサルタント業務）及び工事監理業務



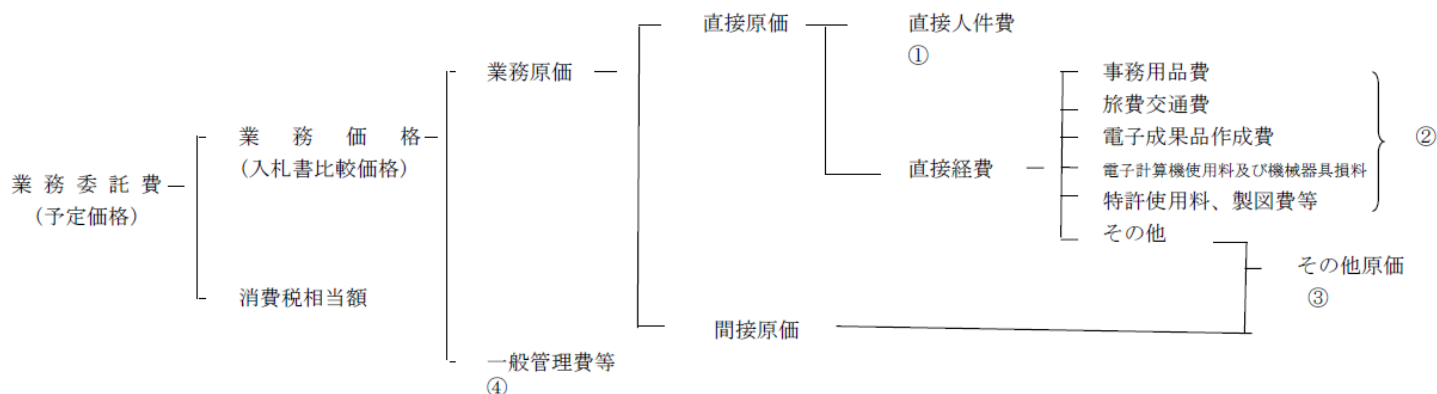
① 直接人件費

② 特別経費

③ 技術料等経費

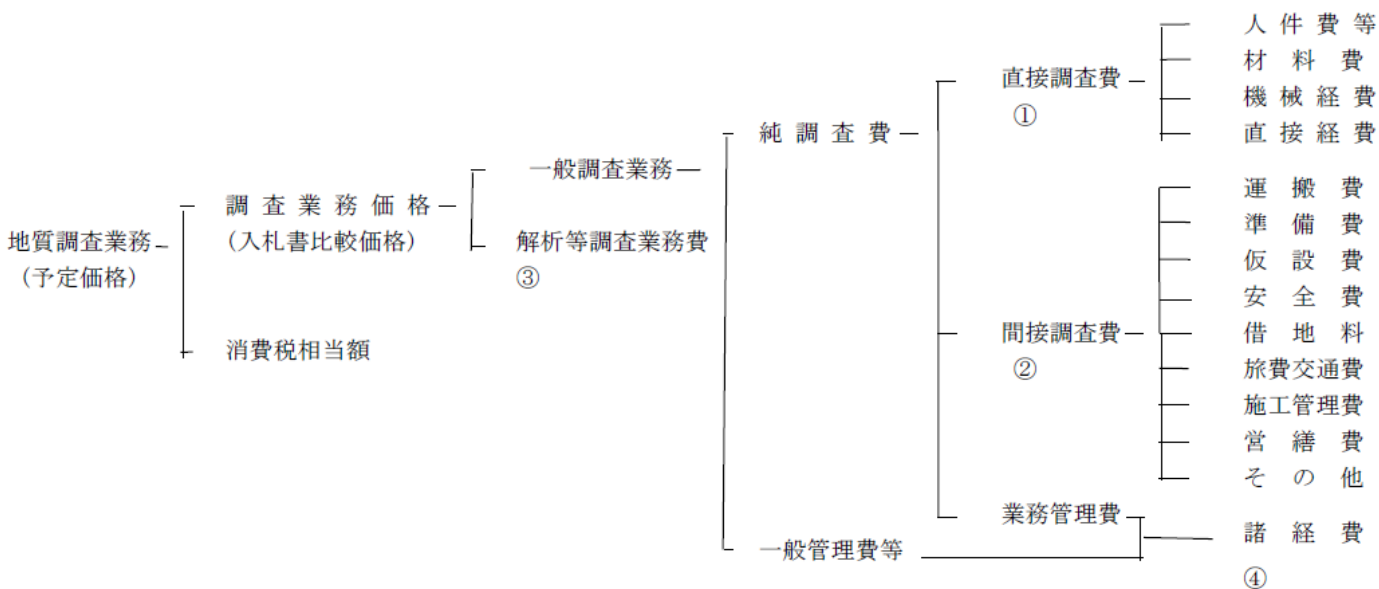
④ 諸経費

(3) 建設コンサルタント業務（土木関係の建設コンサルタント業務）



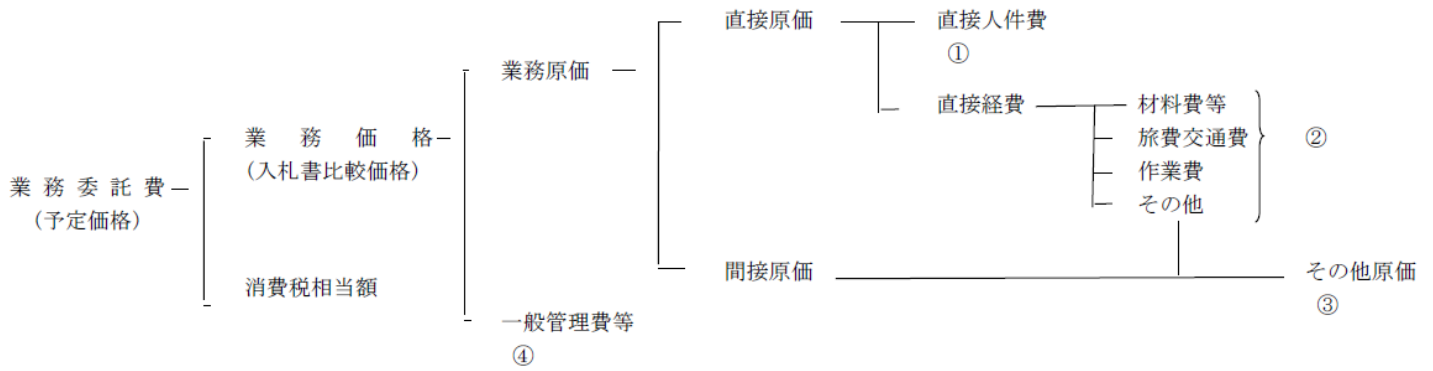
- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ その他原価
- ④ 一般管理費等

(4) 地質調査業務



- ① 直接調査費
- ② 間接調査費
- ③ 解析等調査業務費
- ④ 諸経費

(5) 補償関係コンサルタント業務



- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ その他原価
- ④ 一般管理費等